

募集

「災害ボランティアセンター 設置運営訓練」ボランティア募集

対馬市社会福祉協議会は、災害時、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災地・被災者の支援活動を行うボランティアをコーディネートする役割があります。

今回、長崎県総合防災訓練に合わせ、対馬市社会福祉協議会では、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施いたします。災害ボランティアについて一緒に考え、行動しませんか？

■日時 5月24日(日) 9時～

■場所 峰町志多賀

■内容

災害時、駆け付けボランティア役として、災害ボランティアセンター活動の流れ(受付・マッチング・送り出し)を体験。ボランティアの内容は、炊き出し・配膳・土嚢詰め等災害ボランティア活動や各種団体の活動見学・体験をします。

■募集人数 約50名

■問い合わせ

(申込み先) 対馬市社会福祉協議会 地域福祉班

(担当) 齊藤・江口

☎0920(58)1432
FAX 0920(58)1183

厳原税務署からのお知らせ

期限内納付の徹底をお願いします

区 分	一般（振替納税利用者以外）	振替納税利用者
	納 付 期 限	振 替 日
所得税及び復興特別所得税	平成27年3月16日(月)	平成27年4月20日(月)
消費税及び地方消費税	平成27年3月31日(火)	平成27年4月23日(木)
贈 与 税	平成27年3月16日(月)	振替利用できません

※残高不足により振替が出来なかった場合、再度の口座振替は出来ません。その際、延滞税がかかる場合がありますので、振替日前に口座残高を確認しておいてください。

期限内納付のための納税資金の計画的な積立をお願いします！

次の表は、簡易課税適用事業者の方に業種別に積立目安月額を表示したものです。来年の申告に向けて、納税資金の計画的な積立をお願いします。

※例えば、建設業（第3種事業）で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約4万円となります。



積立目安月額の算出方法

[各月売上高 (167万円)] × [納税額の目安率 (第3種事業の場合2.4%)]

区 分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業・林業 漁業・建設業 製造業など (第3種事業)		飲食店業 金融・保険業 など (第4種事業)		不動産業 運輸通信業 サービス業 など (第5種事業)		
	年間課税 売上高	各 月 売上高	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	
みなし仕入率			90%		80%		70%		60%		50%
売上に対する 納税額の目安率			0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0

問い合わせ 厳原税務署 ☎0920(52)0645

督促手続は書類の審査だけで、費用も安い裁判手続です！

相手方が支払う理由を分かっているはずなのに支払ってくれない、だれにでも起こり得る金銭トラブル。

- 商品を売り渡したのに代金を払ってくれない。
 - マシンの管理費を払ってくれない。
 - 知り合いに貸したお金が返ってこない。
- あなたならどうしますか？



簡易裁判所



簡易裁判所では、このようなお金にまつわるトラブル解決方法の一つに、**督促手続**を用意しています。

ポイント

申立てに必要な手数料は、民事訴訟の半額です。

ポイント

審理のために裁判所に来る必要も、証拠書類を提出する必要もありません。



督促手続についてもっと詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページから「民事事件」ページの「支払督促」ページ (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_13/index.html) をご覧ください。

なお、繰り返し支払督促の申立てをされるという方は、督促手続オンラインシステムのウェブサイトを (<http://www.tokuon.courts.go.jp/>) もご覧ください。

労働条件を確かめてみませんか？

このようなお悩みはありませんか

- 年休を取りたいと言ったら、そんなものはないと断られた。
- 辞めさせてくださいと言ってからもう1か月经ったのに、いいよとは言ってくれない。
- 募集広告に書いてあった給料の額と、実際にもらった給料額が大きくかけ離れている。
- 毎晩のように残業しているけれど、残業代が少ない。
- 昼休み時間も電話や来客の対応で、休憩できないし、食事も摂れない。



専用サイトには、このようなメニューを掲載しております。



問い合わせ

長崎労働局労働基準部監督課
☎095(801)0030

確かめよう 労働条件

検索